

②戦争・武力行使の違法化

グロティウス「戦争は防衛・(財産の)回復・刑罰の理由であれば正当化できる」

→キリスト教秩序の崩壊で独立した主権国家が多数出たことで「誰が正当性を判断するのか」がわからなくなった。

→「もう戦争自由でええやん」

ヴェルサイユ条約「紛争は平和的に(交渉で)解決してや。戦争に訴えるなんてやめや。やけど、無理だったら戦争してもかまんで」

→アメリカで戦争違法化運動が活発に

→国際紛争の解決と国家の政策手段のために戦争を用いるのは禁止する。だが、宣戦布告しない「戦争でない」戦いは認められる。

→国連憲章で「武力の行使」「武力による威嚇」が禁止された。

調査

原状回復は、国際違法行為がなされていなければ存在していたであろう状態を回復させることである[19][20]。国際違法行為による損害救済は基本的に原状回復によってなされる[19]。例えば違法に收容された財産の返還、違法に占領された土地の返還、違法に逮捕・誘拐した外国人の釈放、条約に反する国内法の改廃、などが挙げられる[19]。人命が失われるなどのように原状回復が不可能な場合、原状回復は可能であっても無意味な場合、または被害国が原状回復を望まない場合、以下に述べる原状回復以外の方法による賠償が行われることになる[19]。・杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映『現代国際法講義』[有斐閣](#)、2008年。
[ISBN 978-4-641-04640-5](#)。

確かに、グロティウスは、「戦争を行う正当な理由としては、侵害が加えられたこと以外に、何がありえよう」と述べたうえで(20)、戦争の正当原因として、自己防衛、財産の回復とともに、処罰(punishment)を挙げた(21)。また、戦争による処罰の対象となる侵害行為を「犯罪(crime)」とし、この「犯罪」は重大な不正のみに局限することも主張した(22)。このように、自己防衛目的、財産の回復目的で行う戦争も容認されていたものの、それ以外の場合で容認されるのは、「犯罪」という重大な不正に対する処罰戦争である、とされていたのである。さらに、「犯罪を行った国家はまさに犯罪行為を行

ったそのことによって、他のすべての国よりも下位に落ちてしまったとみなしうる」と主張し、一種の擬制によって「犯罪」にあたる戦争と処罰戦争の区別を正当化した(23)。したがって、グロティウスは、言葉だけみると「国家の国際犯罪」の主張を行っていたと考えられるかもしれない。そして、これにより観念上は「侵略者処罰の基盤」が形成されたといえるかもしれない。[「国家の国際犯罪」としての侵略（木原）](#)
ritsume.ac.jp

③武力とは

武力とは軍事力のみ。経済力や政治力は「不干涉原則」として武力とは別の要素となる。

サイバー攻撃も軍事力とされる。

直接的な侵略と非正規軍や武将集団を使った間接的な侵略までも「武力の行使または威嚇」に当たる。

内戦は「武力行使」にあたらぬ。

第三国の介入

- 反政府側に味方したら「内政干渉」「間接的侵略」で違法
- 反政府側に味方しても「人道的干渉」により合法
- 政府の見方をしたら伝統的に合法
- 政府の見方をしたら人民の自決権に反するのでダメ

調査

「威嚇」とは(国内法における政府見解)

国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第二条4により禁止される「**武力による威嚇**」とは、一般に、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ国際法上違法な武力行使を行うとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することであると考えている。

[米国の空母カール・ビンソン打撃群の派遣と国際連合憲章の関係等に関する質問に対する答弁書:答弁本文:参議院 \(sangiin.go.jp\)](#)

④武力不行使原則の例外

- 軍事的措置
- 個別的・集団的自衛権
- (旧敵国に対する措置)

自衛権

伝統的自衛権

＝自己保存権として理解される。

＝急迫性・必要性・均衡性なら OK

先制自衛 ＝利用される ＝だから「着手」がキーワード

武力攻撃の主体

- 国だけ
- 組織もあり

集団的自衛権

- 個別的自衛権を一緒に使う
- 仲間がやられると自分の損害も発生してしまうからそれを守る
- 仲間の権利が侵害されそうだから協力して守る

外国にいる自国民を守るために攻撃するのはあり

非人道的なことを防ぐために攻撃するのもあり

⑤集団安全保障

勢力均衡方式だとやっぱり戦争が起きやすい

だから、全員でグループを作って逸脱したやつをみんなで止めるシステムにしよう。

国際連盟の体制

①完全に戦争が禁止されていなかった→完全に禁止

②「戦争がセーフなのかアウトなのか」は各国独自で決めること→安保理が決める

③経済制裁中心で軍事制裁に力を入れなかった→軍事も重視

④→集団安全保障の他に地域安全保障も認める

プロセス

事例発生

→安保理が侵略行為かどうか判断

→破った国に「軍隊を退けろ」「停戦しろ」と言う

→無視された場合は加盟国に非軍事的措置をとるように言う(義務)

→効果がない場合は軍事的措置をお願いする(特別協定が必要)

※特別協定は未だ前例がない

総会も非軍事的措置をお願いすることができる。

安保理の許可があれば地域的機構も従わせることができる。

歴史

冷戦:機能しなかった

冷戦後:結構機能した

⑥国連平和維持活動

大国間の戦争は起きなかったが、武力紛争は行われた。

それに対処する活動が平和維持活動

平和維持活動は関係者の同意のもとに、公平な立場で紛争に介入し、兵力の引き離し、停戦監視、選挙監視などの活動をこなす。

この活動は、国連憲章に書き込まれているわけではない。

- 当事者や受入国の同意、協力

- 要請提供の任意性
- 紛争に対する公平性
- 国連事務総長による指揮・統制
- 自衛以外での武力行使の禁止

自分の軍が国連の配下になるのを嫌がって今でも国連軍が組織されていない。

提案「平和への課題」

- 予防外交→国連保護軍のマケドニア派遣
- 平和創造→平和執行部隊のソマリア投入(甚大な損害)→「従来型のPKOに戻すべきだ」
- 平和構築
- 平和維持

→当事者の同意、公平性、自衛以外の武力行使の禁止(従来型PKO)、一方で十分な自衛能力と任務遂行に必要な装備と十分に強固な交戦規則を整える。

日本

湾岸戦争では金だけ出した。それが国際社会の冷ややかな目線に晒された。だから「人を派遣しよう」と言うことになった。通称「国際平和協力法」では参加五原則として①停戦合意の成立②関係者の日本の参加の合意③中立的な立場④①～③が無理なら撤退⑤必要最小限の武器使用を定め、国際平和協力を行う。